

## 災害時における支援協力に関する協定書

東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町及び横芝光町（以下「甲」という。）と山武郡市農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における物資、施設、車両及び資機材等の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が実施する災害時の応急対策に関する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

### （協力内容）

第2条 甲は、災害時における応急対策のため必要があると認めるときは、乙に対し次に掲げる事項の協力を要請することができる。

- （1）乙の取り扱う農産物等の物資を甲に対して優先的に提供すること。
- （2）乙の所有する施設を甲が確保する災害救援物資の保管場所として提供すること。
- （3）乙の所有する車両及び資機材等を提供すること並びに役務を提供すること。
- （4）乙の所有する施設を災害時の一時避難場所として被災者等に開放すること。
- （5）その他災害時の応急対策に関し、甲乙が協議し認める事項。

### （協力要請）

第3条 甲が乙に対して、前条各号に掲げる事項の協力を要請する場合は、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、後日書面を提出するものとする。

### （提供）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、業務に支障のない範囲において、甲に対する優先的かつ速やかな提供に努めるものとする。

2 乙は、前条の協力要請により協力を行った場合（一部の協力を含む。）は、協力業務報告書（様式第2号）により、甲を構成する団体のうち協力要請書に基づく乙の協力を得たもの（以下「丙」という。）に協力業務の内容を報告するものとする。

### （費用負担）

第5条 丙は、乙が協力を要した費用を負担するものとする。この場合において物資の価格は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、施設、車両及び資機材の提供及び役務に係る費用負担については、乙丙が別途協議し定めるものとする。

### （請求及び支払い）

第6条 乙は、物資の引渡し又は納入が完了したときは、前条の価格による物資の代金について、明細書等を作成するとともに、納品書を添えて丙に請求するものとする。

2 丙は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、別に協議する。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第8条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

2 前項に規定する協議が必要となった場合の甲の連絡代表者は山武市とする。

上記協定の締結を証するため、本協定書7通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年1月13日

甲 千葉県東金市東岩崎1番地1  
東金市  
東金市長 志賀 直温

千葉県山武市殿台296番地  
山武市  
山武市長 椎名 千収

千葉県大網白里市大網115番地2  
大網白里市  
大網白里市長 金坂 昌典

千葉県山武郡九十九里町片貝4099番地  
九十九里町  
九十九里町長 川島 伸也

千葉県山武郡芝山町小池992番地  
芝山町  
芝山町長 相川 勝重

千葉県山武郡横芝光町宮川11902番地  
横芝光町  
横芝光町長 佐藤 晴彦

乙 千葉県山武市和田375番地2  
山武郡市農業協同組合  
代表理事組合長 秋庭 久夫